

受診を
あきらめないで。

75歳以上の

医療費2割負担の方へ

医療費の支払いが2割負担になる方は、施行後3年間（2025年9月30日まで）は、外来の窓口で支払う自己負担額が1割負担と負担上限3,000円までにおさえる「配慮措置」があります。（入院は対象外です）

医療費の負担を少なくするために

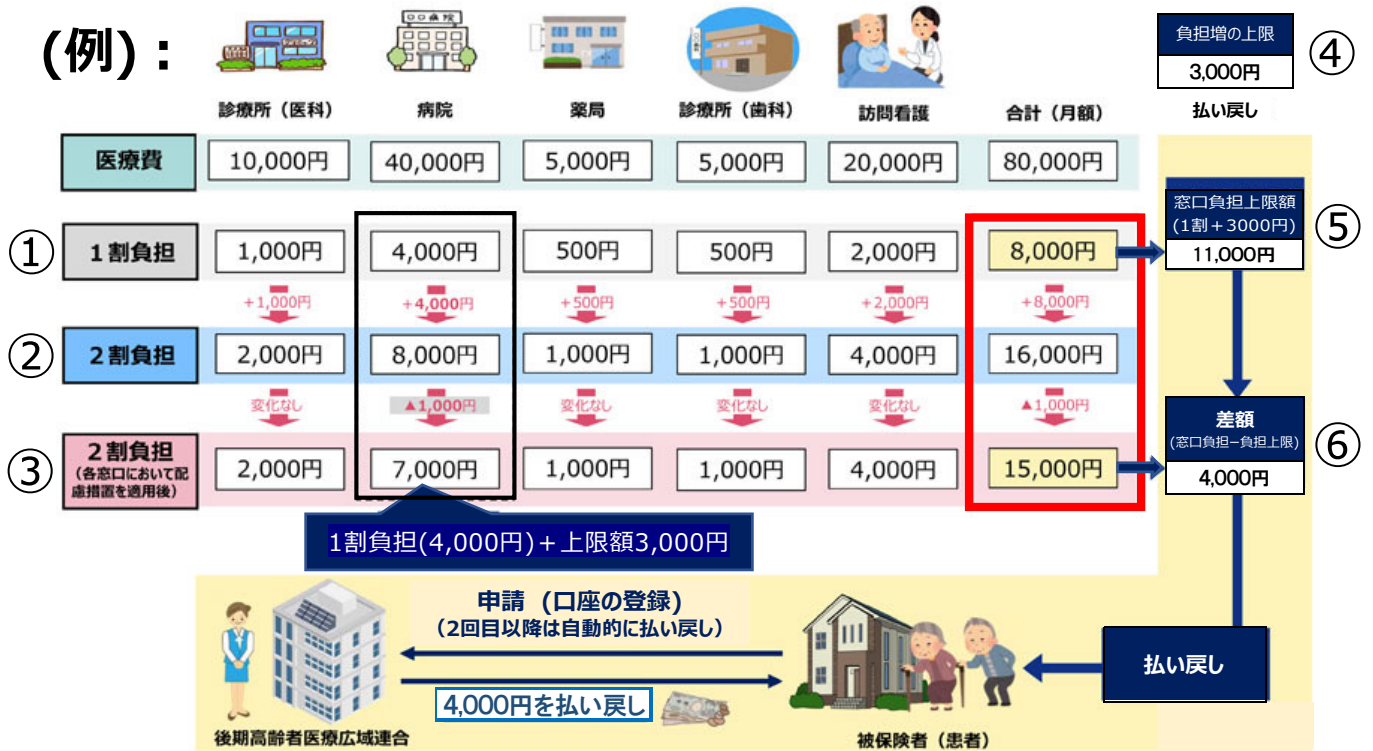
後	期	高	齢	者	医	療
高	額	療	養	費	支	給
申	請	書	を			
請	求	し	ま			
し	よ	う				

配慮措置で「払い戻し」を受けるためには、「後期高齢者医療高額療養費支給申請書」にて、事前に口座登録が必要です。

払い過ぎた医療費の「払い戻し」を受けましょう

- ・1か月間に、複数の医療機関で外来受診される方や保険薬局を利用される方の1ヶ月の負担増加額が3,000円を超えたときに、負担増が3,000円になるよう、払い過ぎた医療費が、4か月後をめぐりに払い戻されます。（裏面参照）
- ・「払い戻し」を受けるには、払い戻し先の口座登録が必要です。口座登録されていない方は、お住まいの市町村の窓口で電話などで「後期高齢者医療高額療養費支給申請書」を請求されることで郵送されてきます。申請の手続きをおすすめします。

配慮措置のしくみ（複数の医療機関や薬局を利用した場合）



(例): 1か月の外来合計額が、15,000円(配慮措置適用後)の場合

	合計(月額)
① 窓口負担割合1割のとき	8,000円
② 窓口負担割合2割のとき	16,000円
③ 2割負担(配慮措置適用後)	15,000円
④ 窓口負担上限額	3,000円
⑤ ① (1割負担) + ④ (上限額)	11,000円
⑥ 払い戻し額 ③ - ⑤	4,000円

配慮措置

1か月8,000円(1割負担)の負担から
15,000円への負担増を、11,000円
(1割負担+3,000円)まで抑えられます。



サギ
医療費の還付を装った詐欺などには十分注意してください。

電話や訪問による口座情報登録をお願いすることは絶対にありません。
同じく、キャッシュカードや口座通帳を預かったりATMの操作をお願いしたりすることも絶対にありません。(市役所、後期高齢者医療広域連合からも絶対にありません)

詳しくは、窓口の職員にご相談ください

医療機関名

受診をあきらめないで。 無料低額診療の相談を